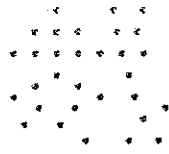


裁判長
認 印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成30年(行ヒ)第312号
決 定 日	平成30年12月13日
裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	池 上 政 幸 小 池 裕 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成29年(行ケ)第4号(平成30年4月20日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人らの負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成30年12月13日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 大 園 守 雄 (印)</p>	



当事者目録

申 立 人	カネカケンテック株式会社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	氏 名
申 立 人	カネカフォームプラスチックス株式会社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	氏 名
上 記 両 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	茂 木 龍 平 ほか
相 手 方	公 正 取 引 委 員 会
同 代 表 者 委 員 長	杉 本 和 行
同 指 定 代 理 人	津 田 和 孝